

## 宇宙開発戦略本部幹事会について(案)

1. 宇宙開発戦略本部令(平成20年政令第251号)第2条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連携の下、宇宙開発戦略本部における宇宙基本計画の検討、同計画に基づく施策の実施の推進、並びに宇宙開発利用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進及び総合調整に資することを目的として、宇宙開発戦略本部幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。
2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、幹事会の議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

|     |                            |
|-----|----------------------------|
| 議長  | 内閣官房副長官(事務)                |
| 副議長 | 内閣官房副長官補(内政)               |
|     | 内閣官房副長官補(外政)               |
|     | 内閣官房副長官補(安全保障・危機管理)        |
| 構成員 | 内閣官房宇宙開発戦略本部事務局長           |
|     | 内閣官房内閣審議官                  |
|     | 内閣官房内閣審議官(内閣情報調査室)         |
|     | 内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター次長    |
|     | 内閣府大臣官房長                   |
|     | 内閣府政策統括官(科学技術政策・イノベーション担当) |
|     | 内閣府政策統括官(防災担当)             |
|     | 金融庁総務企画局総括審議官              |
|     | 警察庁長官官房技術審議官               |
|     | 総務省大臣官房総括審議官               |
|     | 法務省大臣官房長                   |
|     | 外務省総合外交政策局長                |
|     | 財務省大臣官房審議官                 |
|     | 文部科学省研究開発局長                |
|     | 厚生労働省大臣官房長                 |
|     | 農林水産省農林水産技術会議事務局長          |
|     | 経済産業省製造産業局長                |
|     | 国土交通省大臣官房技術総括審議官           |
|     | 環境省地球環境局長                  |
|     | 防衛省防衛政策局長                  |
3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
4. 幹事会の庶務は、内閣官房において処理する。
5. 前各号に掲げるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。